

## 委託募集の許可基準の改正（案）

## 1 改正の趣旨

労働者募集業務取扱要領（平成 11 年 11 月 17 日付職発第 815 号。以下「要領」という。）においては、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条に規定する委託募集に係る許可基準において、募集主及び募集受託者の要件として、職業安定法その他労働関係法令に係る重大な違反が無いことを定めており、具体的な規定についても、同要領において定めている。

今般、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）の制定に伴い、技能実習法の規定に違反する行為を行った者に対する罰則規定等が整備されることとなった。

技能実習法の規定のうち監理団体等に関する規定は、労働関係法令に該当し、既に要領により定められている規定と類似の性質を持つことから、監理団体等に関する規定に係る重大な違反が無いことを許可要件として追加することとする。

## 2 改正の内容

技能実習法の制定により新たに整備される規定のうち、以下に記載する監理団体等に係る規定を、要領で定める規定に加える（別紙 1 参照）。

技能実習法第 108 条、第 109 条、第 110 条（同法第 44 条に係る部分に限る。）、第 111 条（第 1 号を除く。）及び第 112 条（第 1 号（同法第 35 条第 1 項に係る部分に限る。）及び第 6 号から第 11 号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 113 条の規定

※ 上記の技能実習法の規定の内容については、別紙 2 参照。

※ 職業安定法第 32 条及び職業安定法施行令（昭和 28 年政令 282 号）第 2 条において定める職業紹介事業の許可に係る欠格事由についても、同様の規定を欠格事由として定めている（別紙 3 参照）。

## 3 根拠条文

職業安定法第 36 条

## 4 適用期日

平成 29 年 11 月 1 日（技能実習法の施行の日）

## 委託募集の許可基準に係る条文等

## 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（抄）

（委託募集）

第三十六条 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えて労働者の募集に従事させようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

②・③ （略）

## 労働者募集業務取扱要領（平成十一年十一月十七日付職発第八百十五号）（抄）

Ⅲの2の（2）許可等の基準

※下線部を追記する予定

## 委託募集の基準

## 第1 募集主に関する要件

1 職業安定法その他次に掲げる労働関係法令に係る重大な違反がないものとする。

- （1）労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条（第4項を除く。）により適用される場合を含む。）
- （2）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条から第62条までの規定
- （3）港湾労働法第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- （4）建設労働者の雇用の改善等に関する法律第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- （5）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第19条、第20条及び第21条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- （6）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第62条から第65条までの規定
- （7）林業労働力の確保の促進に関する法律第32条、第33条、第34条（第1号に係る部分に限る。）並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- （8）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第108条、第109条、第110条（同法第44条に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（同法第35条第1項に係る部分に限る。）及び第6号から第11号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定

## 第2 募集受託者に関する要件

1 職業安定法その他次に掲げる労働関係法令に係る重大な違反がないこと。

（※）以下、上記の（1）～（8）と同様。

委託募集の許可基準に係る技能実習法の罰則規定

別紙2

罰則を規定する条文	罰則の元となる義務を定める条文	違反の内容
第八十八条	第四十六条	強制技能実習に係る暴力・脅迫等
第九十九条第一号	第二十三条第一項	無許可での監理事業実施
第九十九条第二号	第二十三条第一項	許可申請での偽りその他不正行為
	第三十一条第二項	許可更新申請での偽りその他不正行為
	第三十二条第一項	事業区分変更申請での偽りその他不正行為
第九十九条第三号	第三十七条第三項	事業停止命令違反
第九十九条第四号	第三十八条	名義貸しの禁止違反
第一百条	第四十四条	秘密保持義務違反
第一百一十一条第二号	第二十八条第一項	監理費の受領禁止違反
第一百一十一条第三号	第三十六条第一項	改善命令への違反
第一百一十一条第四号	第四十七条	技能実習に係る契約不履行に対する違約金及び損害賠償契約、貯蓄金の管理契約の禁止違反
第一百一十一条第五号	第四十八条第一項	旅券や在留カードの取り上げの禁止違反
第一百一十一条第六号	第四十八条第二項	技能実習生の私生活の制限の禁止違反
第一百一十一条第七号	第四十九条第二項	技能実習生の申告に対する不利益的取扱いの禁止違反
第一百二十二条第一号	第三十五条第一項	報告及び立入検査の拒否・虚偽
第一百二十二条第六号	第二十三条第二項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)	監理団体の許可の申請書への虚偽記載
第一百二十二条第六号	第二十三条第三項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)	監理団体の許可の申請書への添付書類への虚偽記載
第一百二十二条第七号	第三十二条第三項	許可の申請事項に係る変更届出義務違反・虚偽記載
第一百二十二条第八号	第三十三条第一項	技能実習の実施が困難となった場合の主務大臣への届出義務違反・虚偽記載
第一百二十二条第九号	第三十四条第一項	監理事業の休廃止の場合の届出義務違反・虚偽届出
第一百二十二条第十号	第四十条第一項	監理責任者の選任義務違反
第一百二十二条第十一号	第四十一条	帳簿の備付義務違反・虚偽記載
第一百二十三条		上記の規定に係る両罰規定

## 職業紹介事業の許可に係る欠格事由（労働関係法令違反に関するもの）

## 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）

（有料職業紹介事業の許可）

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

②～⑥ （略）

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～十二（略）

## 職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）

※下線部が平成 29 年 11 月 1 日（技能実習法の施行の日）より追加される。

（法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）

第二条 法第三十二条第一号（法第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条及び第一百八条第一項（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- 二 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定
- 三 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

- 五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定
- 六 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定
- 七 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
- 八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第一百八条、第一百九条、第一百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第一百十一条（第一号を除く。）及び第一百十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百十三条の規定